



練馬西法人会キャラクター

詳しくはこちらから



C O N T E N T S

■ 創立30周年記念 祝辞	2
■ 30周年のあゆみ(20周年～30周年)	4
■ 女性部会30周年記念式典	6
■ 青年部会30周年記念式典	7
■ 組織紹介	8
■ 創立30周年記念チャリティゴルフ	10
■ 新入会員紹介、税理士会ニュース	11
■ 練馬西税務署長座談会	12

■ 令和4年度 税制改正大綱	15
■ 表彰式・感謝状	16
■ お店紹介	17
■ 部会・委員会活動報告	18
■ 税の漫画講座(インボイス制度)	20
■ 故事名言、東京商工会議所、お悔やみ	22
■ 税の作文コンクール、税の標語、編集後記	23
■ 税に関する絵はがきコンクール	24

祝 辞



練馬区長
前川 耀男

公益社団法人練馬西法人会創立30周年、真におめでとうございます。
貴法人会は、平成3年に創立されて以来、永きにわたり、練馬の地域経済の発展に多大な貢献をしてられました。また、税のオピニオンリーダーとして、会員向けの税務研修会や小学校対象の租税教室の開催など、税の適正申告や納税者の意識啓発にご尽力を頂いています。こうした皆様の精力的な活動に対し、心から敬意を表し感謝を申し上げます。
貴法人会の益々のご発展と、会員の皆様の事業繁栄と今後一層のご活躍を祈念申し上げ、祝辞とさせていただきます。

祝 辞



東京都練馬都税事務所
所長
小河原 静子

公益社団法人練馬西法人会創立30周年、誠におめでとうございます。心からお慶び申し上げます。貴会は長年にわたり、税知識の普及や納税意識の高揚のための事業を積極的に展開してられました。租税教育の推進やイベント会場などでの税務広報活動、eLTAX 利用促進のための普及啓発活動など、献身的な取組に対して深く敬意を表し、感謝申し上げます。
引き続き、税務行政のよき理解者として、都の税務行政にお力添えくださいますよう、御願い申し上げます。
結びに、練馬西法人会のますますのご発展と、会員企業の皆様の事業のご繁栄を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

祝 辞



一般社団法人
東京法人会連合会 会長
小林 栄三

公益社団法人 練馬西法人会の創立30周年を心よりお祝い申し上げます。
貴会は、創立以来、納税意識の向上に資するための諸活動をはじめ、社会貢献活動などを幅広く展開してられました。昨今のコロナ禍にあっては、各種活動を見合わせざるを得ない中、エリア内主要駅周辺の清掃活動や献血大会などの事業を、感染症対策を講じたうえ継続して実施されるとともに、記念事業として税金に関する川柳の募集に取り組みられました。貴会のご尽力に対し、深く敬意を表します。
創立30周年を迎えた練馬西法人会のますますのご発展と、関係各位のご健勝、ご繁栄を祈念いたしまして、お祝いのことばとさせていただきます。

練馬西法人会 創立30周年記念特別号によせて



創立30周年を迎えて 公益社団法人 練馬西法人会 会長 高橋 利充

公益社団法人練馬西法人会が創立30周年を迎えるにあたり、日頃よりご指導ご鞭撻頂いております練馬西税務署はじめ関係諸団体の皆様方、そして会の運営に多大なるご協力を頂いております会員の皆様方に心から感謝申し上げます。
さて、令和2年の当会賀詞交歓会において私は、『本年、練馬西法人会は創立30周年を迎えます。今年度数々の記念事業を展開し、会員の皆さんと共に「夢のある」「記憶に残る」「次世代に繋がる」30周年の年度としたい』と申し上げました。

しかし、その直後、誰もが予想しなかった新型コロナウイルス感染症の拡大により、やむなく周年行事を1年間先送りする事となり、現在でもコロナ禍は私たちの生活を始め社会全体に深刻な影響を与えています。会員の皆さんには、可能な限りの事業活動を展開し30周年を盛り上げて頂きましたが、残念なことに令和4年1月に予定していた30周年記念式典・祝賀会は感染状況を鑑み、式典のみ挙げる事となりました。楽しみにされていた会員の皆様には大変申し訳なく思っています。

今、私たちの社会は、コロナ禍を契機に物心両面で大きな変革期を迎え景気も厳しい状況が続いています。このような逆境の中でこそ会員が一致団結し、時代に即した事業活動を模索する必要があると考えます。さらに30周年の節目を迎えた今、法人会の存在意義を改めて問い直し、私たちの進むべき道を明確にする事が練馬西法人会の未来の飛躍に繋がると確信しています。今後とも皆様方のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。
結びにあたり、皆様方の益々のご健勝とご繁栄を祈念し挨拶とさせていただきます。

祝 辞

練馬西税務署 署長 市川 康樹



この度、公益社団法人練馬西法人会が創立30周年を迎えられましたことに対しまして、心からお慶び申し上げます。
練馬西法人会におかれましては、平成2年の練馬法人会からの分離独立以後、「よき経営者を目指すものの団体」として、「税のオピニオンリーダー」としての貢献はもとより、会員企業の経営をサポートする各種の研修会等の開催や様々な社会貢献活動の実施など、地域に密着した活動を展開され、これまで大いなる成果・実績を築き上げてられました。

これもひとえに高橋会長をはじめとする歴代会長・役員の方々のためぬご尽力と、会員の皆様方のご理解・ご協力の賜物であり、ここに深く敬意を表する次第であります。

今回の30周年を契機に、10年先、20年先の未来に向けて目を転じますと、野村総研の未来予測では、人口減少と高齢就業者の増加等の影響に伴う「副業・マルチジョブ実施比率の上昇」や、5G導入による建設・物流機器の遠隔操縦、無人店舗の監視・サポートなどの「現業分野でのテレワーク導入」のほか、「次世代（再生）医療の導入・商用化」などが飛躍的に進んでいくとされています。

こうした中、法人会に寄せられる期待や担われる責務は非常に大きいものと推察いたします。皆様とはこれまで以上に相互理解と信頼関係に裏付けされた、良い意味での緊張感のあるパートナー関係であることを切に願っております。引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、練馬西法人会の益々のご発展と、役員及び会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

公益社団法人 練馬西法人会 年誌 主なあゆみ(2011年～2021年)

2017年(平成29年)の主な出来事

- 租税教育推進功労練馬西税務署長感謝状
- 小学生対象!「税金〇×クイズ」と映画鑑賞 平成29年8月6日(日)
- 健康セミナー「元気に仕事を続けるために」開始
- 新署長と座談会開始、冊子プレゼント
- 納税貯蓄組合「税の作文」協賛 10 年目
- 切手収集ジョイセフに寄贈10年 ● 青年部会献血大会20年



租税教育推進功労練馬西税務署長感謝状を授受



税金〇×クイズの様子



新署長と座談会



青年部会献血大会に参加した皆さん

2018年(平成30年)の主な出来事

- 情報誌「いずみ」表紙刷新、税の漫画講座
- 税務合同研修会 平成30年10月26日(金)
こころ亭久茶、柄川副署長
- 駅前清掃活動 10 年
- 税に関する絵はがきコンクール表彰式実施 平成31年1月30日(水)



110号より表紙を刷新



こころ亭久茶の高座の様子



駅前清掃に参加した皆さん(石神井公園駅)



表彰式に出席した皆さん

2019年(令和元年)の主な出来事

- 税務合同研修会 令和元年 10月29日(火) 荒木香織、川野第一統括官
- 役員合同研修会 山元税務署長 令和元年 10月8日(火)
- 健康セミナー「骨密度」令和元年 9月19日(木)
- 消費税 10%と軽減税率制度 令和元年 10月1日(火)から施行
- 租税教育活動 西税務署管内 25 校実施



税務合同研修会 荒木香織氏の講演



役員合同研修会 山元逸郎署長



健康セミナー 骨密度測定



租税教育活動の様子

2020年(令和2年)の主な出来事

- 30 周年記念式典・祝賀会延期
- 第9回通常総会コロナ禍で実施
- 東京都練馬都税事務所所長感謝状
- コロナ禍で、30 回目の「簿記講座」実施
- 2 支部石神井から医療事業者にエール



第9回通常総会



簿記講座の様子



石神井の街から医療事業者にエールを

2021年(令和3年)の主な出来事

- 第10回通常総会 令和3年6月7日(金) 高橋利充会長4期目就任
- 女性部会・青年部会 創立30周年記念式典開催
- 創立 30 周年記念チャリティゴルフ大会
- 消費税インボイス制度登録開始



第 10 回通常総会



女性部会創立 30 周年記念式典



青年部会創立30周年記念式典 田中青年部会長式辞



30 周年記念チャリティゴルフ大会

10年間の国内主なニュース

- 2011年 東日本大震災で甚大被害
- 2012年 消費税増税法が成立
- 2013年 アベノミクス始動、円安・株高
- 2014年 消費税率10%への引き上げ延期
- 2015年 日本人科学者2人がノーベル賞
- 2016年 熊本地震、死者150人超
- 2017年 陸上男子100M桐生祥秀が日本人史上初 9秒98を記録
- 2018年 平昌冬季五輪で日本は最多メダル獲得
- 2019年 令和天皇即位、消費税10%施行
ラグビーW杯日本大会開幕 日本8強

公益社団法人 練馬西法人会 年誌 主なあゆみ(2011年～2021年)

2011年(平成23年)の主な出来事

- 創立 20 周年記念式典 平成23年1月26日(水)
- 東日本大震災 復興支援
- 税務合同研修会 平成 23 年 11 月 14 日(月)
須田慎一郎、佐美三副署長



歴代会長・副会長へ感謝状の贈呈

被災地サッカー少年を招待
練馬西法人会・増玉スタジアムへ
練馬新聞(平成23年12月3日発行)

経済ジャーナリストの須田慎一郎氏



講演中の佐美三 誠 副署長

2012年(平成24年)の主な出来事

- 公益社団法人に移行後の第1回通常総会 平成24年5月28日(月)
- 第1 回税に関する絵はがきコンクール開始
- 関税会「税の標語」に協賛 ● 第10回芋掘り大会 平成24年10月27日(土)
- e-Tax 利用促進功労 練馬西税務署感謝状
- 法務大臣感謝状「社会を明るくする運動」支援



第1 回通常総会 阿部会長の挨拶



第1 回税に関する絵はがきコンクール 練馬西法人会会長賞



法務大臣感謝状を授受



芋掘り大会の様子

2013年(平成25年)の主な出来事

- 税務合同研修会 平成 25 年 11 月 7 日(木)
与良正男、山下副署長
- 復興特別所得税(所得税に 2.1% 上乗せ)
- 年末調整説明会 356 名の参加
- 第1・5・6 支部合同税務研修会 平成25年10月18日(木)



毎日新聞論説委員与良正男氏



練馬西税務署山下副署長の講演



年末調整説明会の様子



第1・5・6支部税務合同研修会

2014年(平成26年)の主な出来事

- 税務合同研修会 平成 26 年 11 月 6 日(木)
三遊亭小遊三、谷口副署長
- 確定申告時の鉢植え寄贈 10 年
- 産業プラザ開館記念「親子で学ぶ身近な税」練馬東法人会と共催
- 第1 回練馬こぼしハーフマラソン 出展



三遊亭小遊三師匠の講演



鉢植え寄贈



産業プラザ開館記念



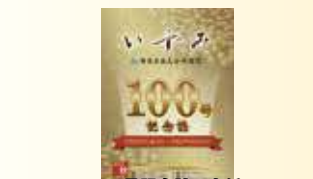
練馬こぼしハーフマラソンに出展

2015年(平成27年)の主な出来事

- 第4 回通常総会 平成 27 年 6 月 12 日(金)
- 第8 代高橋利充会長就任
- 情報誌「いずみ」100 号記念誌
- 青年部会税務研修会「区長との座談会」平成27年9月3日(木)
- 税に関する絵はがきコンクール 東法連「優秀賞」



高橋利充会長の挨拶



100号記念誌の表紙



区長との座談会



東法連「優秀賞」に選ばれた宮崎さんと関係者の皆様

2016年(平成28年)の主な出来事

- 税制改正要望の勉強会を開始
- 賀詞交歓会「イータ君」参加
- 照姫まつり参加 10 年(熊本地震義援金)
- マイナンバー制度の導入
- 駅前清掃「イータ君」参加



勉強会の様子



賀詞交歓会正・副会長とイータ君



照姫まつりにて熊本地震の義援金を募る



駅前清掃に「イータ君」参加

青年部会 創立30周年記念式典

●日 時／2021年10月28日(木)
●会 場／ホテルカデンツァ東京

2021年10月28日(木) ホテルカデンツァ東京に於いて「公益社団法人 練馬西法人会 青年部会 創立30周年記念式典」を開催致しました。前川練馬区長、市川練馬西税務署長を始め、多くのご来賓の皆様にご出席を頂きました。また、東京2020パラリンピック開会式・閉会式で旗手を務められた岩渕幸洋選手にもご出席いただき、青年部会の10年間を振り返るスライドショーや石神井太鼓保存会「せんば太鼓」の迫力満点の演奏で式典は大変盛り上がりしました。

毎年、練馬西税務署駐車場をお借りし開かれる「献血大会」の実績が認められ、東京都赤十字血液センター武蔵野出張所の市東所長から田中青年部会長に感謝状が授与されました。コロナ禍の中無事に式典を開会でき40周年に迎えての良いスタートになりました。ご出席頂いた皆様、誠にありがとうございました。



田中青年部会長 小松実行委員長 練馬西法人会 会長 青年部会担当 大森副会長 練馬西税務署市川署長 前川練馬区長



かわざき練馬区議会議長 酒井東法連青連協会長 東京都赤十字血液センターからの感謝状授受 式典会場風景



青年部会員 集合写真 歴代青年部会長 表彰 せんば太鼓の演奏

女性部会 創立30周年記念式典

●日 時／2021年10月13日(水)
●会 場／ホテルカデンツァ東京

2021年10月13日(水) ホテルカデンツァ東京にて「公益社団法人 練馬西法人会 女性部会 創立30周年記念式典」を開催し、練馬西税務署長を始め多数のご来賓の方々に出席いただきました。練馬西法人会高橋利充会長より第9代、10代、11代の歴代女性部会長に感謝状と、記念品が贈呈されました。

アトラクションでは日本一の腕前のお二人、津軽三味線奏者の北村みりさんと箏奏者の大川義秋さんの演奏で大変盛り上がりしました。40周年に迎えての良いスタートになりました。



本橋女性部会長 練馬西法人会 高橋会長 練馬西税務署 市川署長 式典会場風景



第9代 小室由紀子 第10代 吉田久美子 第11代 金山仁子 歴代女性部会長に感謝状と記念品の贈呈 津軽三味線と箏の演奏



式典にご列席の皆様

支部・委員会・部会紹介

税制税務委員会



税制税務委員会の皆さん

組織委員会



組織委員会の皆さん

広報委員会



広報委員会の皆さん

練馬西法人会ホームページ

情報誌いずみ

公益事業委員会



OXクイズの様子

駅前清掃活動

青年部会



青年部の皆さん

献血大会に参加した皆さん▶

厚生共益事業委員会



厚生共益事業委員会の皆さん

30周年記念チャリティゴルフ大会

源泉部会



源泉部会の皆さん

野外研修会に参加した皆さん
高麗神社前にて

女性部会



◀ 女性部会創立
30周年記念式
典ご列席の皆
さん

絵はがきコンクールの表彰式に出席した皆さん

支部・委員会・部会紹介

第2支部



2支部で行われた
認知症セミナー

バス研修会に
参加した皆さん▶

第1支部



1支部の皆さん

全日本力士
選手権大会
を観覧▶

第4支部



4支部の皆さん

ファミリー
マラソンにて▶

第3支部



3支部役員会の様子

◀ JAZZ の夕べを開催

第6支部



研修会の様子

バス研修会に参加した皆さん

第5支部



研修会にて

バス研修会に
参加した皆さん▶

総務委員会



総務委員会の皆さんと
高橋会長

通常総会の様子▶

第7支部



バス研修会に
参加した皆さん

研修会の様子▶

2021年新入会員紹介

	法人名等	代表者名	所在地	業種		法人名等	代表者名	所在地	業種
第一支部	賛 小川けいこ事務所	小川けいこ	練馬区東大泉1-20-35-101	前区議	第三支部	Woh l 株式会社	鈴木 康之	西東京市東町2-16-25-402	小売業
	賛 山形兄弟酒場 げんべい	庄 司 雄 真	練馬区東大泉3-16-8	飲食業		賛 ジェイ・フューチャー	富 士 智	武蔵野市吉祥寺南町1-30-1	小売業
	賛 大川税理士事務所	大 川 一 司	練馬区東大泉3-30-9-203	税理士		(株)岩岸組	岩 岸 岳 志	練馬区関町南1-7-12-204	建設業
	賛 行政書士 大出 克己事務所	大 出 克 己	練馬区東大泉7-41-2	行政書士		賛	木村正太郎	練馬区関町北2-26-11-105	精肉業
	賛 レトロ酒場 十四代	川 田 明 美	練馬区西大泉3-11-8	飲食業		イースリー・テクノロジー(株)	野 間 泉	練馬区関町北2-28-3	製造業
第二支部	賛	北島弘太郎	練馬区石神井町2-13-17	会計事務所	第四支部	賛 スワガット	KHADKA GOBINDA BAHAD	練馬区関町北2-29-8	飲食業
	(株)パワーボイス	関 篤	練馬区石神井町6-32-25-202	イベント業		カインドケア練馬関町	西 村 大 樹	練馬区関町北4-1-6	介護事業
	若山塗装	若 山 隆 昭	練馬区石神井台6-13-12	塗装業		賛 中里タイヤ販売(株)	中 里 行 雄	練馬区関町北4-32-41	自動車・部品 (タイヤ)
	賛 (株)SYSTEM SERVER	清 水 良 治	練馬区羽沢2-26-17	情報サービス		賛	築 根 吉 秀	練馬区関町東1-22-11	医療機関
	賛 医療法人社団 和春会	草 川 洋	練馬区豊玉北5-25-23	歯科		賛 福泉禅寺	宮 澤 誠 人	練馬区中村南2-19-9	宗教法人
第三支部	賛 (株)Take 72	竹 村 忠 幸	新宿区西新宿8-11-10	ゴルフスクール 経営	第五支部	(株)飛田管工	飛 田 将 彦	武蔵野市吉祥寺北町5-5-9-202	管工事業
	賛 濱田総合法律事務所	濱 田 憲 孝	千代田区四番町4-9	法律事務所		賛 一般社団法人 I O N	天宮真依子	練馬区立野町9-8	障害福祉 サービス業
	賛	松 田 俊 介	文京区関口1-8-6-704	歯科		株式会社 R -shift	印 南 智 代	練馬区西大泉4-5-32	製造卸売
	(株)プログラス	大 塚 修	練馬区上石神井1-14-8 P&Gビル	内装仕上業		社福)北山会 特別養護老人ホームさくらヶ丘	小 河 耕 一 郎	練馬区大泉学園町5-30-36	介護事業
	あおぞら生活サポート(株)	具 頭 幸 憲	練馬区上石神井2-8-20	運送業	第六支部	株式会社 L A B	阿 野 雅 樹	練馬区大泉学園町6-11-35	コンサル業
第四支部	賛	佐 藤 富 夫	練馬区上石神井2-9-13-101			(株)西守電設	西 守 義 男	練馬区大泉学園町8-7-7	電気工事業
	賛	浅 見 能 正	練馬区上石神井3-11-1			賛	杉 田 春 樹	練馬区関町東1-26-7-401	揚重工
	(一社)ワイス住環境研究所	勝田由美子	練馬区石神井台5-7-12	介護リフォーム		(株)K&Tライフケアサービス	山 口 公 一	練馬区大泉町2-54-8	福祉サービス
	(株)佐々木塗装	佐々木博臣	練馬区石神井台6-19-5-A	建築塗装業		賛	加 藤 祐 大	練馬区谷原5-20-18-102	
第五支部	賛	榎 谷 隆 夫	練馬区石神井台7-19-2-301		第七支部	美創 株式会社	小 野 陽 子	練馬区東大泉2-9-18-101	映像制作
	賛 よりみち	加 藤 美 香	練馬区東大泉5-19-16	飲食業		(株)弍 成	村 瀬 徹 也	練馬区石神井町3-25-4-203	建設業
	賛	井 口 和 幸	練馬区関町東1-1-23	飲食業		賛 (株)かんぽ生命保険 東京新都心法人支店	柴 田 靖 大	新宿区西新宿1-26-2	生命保険
	賛 株式会社 日典	内 田 一 成	三鷹市野崎2-5-5	葬祭業					

※賛は賛助会員です。

第9回 創立30周年記念 チャリティゴルフ大会

10月19日(火)おおむらさきゴルフ倶楽部にて、第9回創立30周年記念チャリティゴルフ大会が参加者177名で開催されました。

今回の大会は、新型コロナウイルスの影響を考慮し、懇親会を行わず、ハーフコンペの競技を行いました。

雨天の予想でしたが、雨に降られることなくプレーを続けることができ、進行のトラブルもなく無事に終えることができました。

皆様のご厚意によりチャリティ金として(20万円)を新型コロナウイルス感染症対策への支援として寄付させていただきます。ご協力ありがとうございました。

今回は「美里ロイヤルゴルフ倶楽部」での開催となり、第10回という記念大会となっております。皆様のご参加を心よりお待ち申し上げております。



始球式 高橋会長



始球式 小松実行委員長



3位賞の榎本さん



準優勝の和崎さん



優勝の矢花さん



皆様の協賛により多数の景品が提供されました



女子ベスグロの川田さん



男子ベスグロの日高さん

税理士会ニュース

今回は、令和四年一月一日から施行される改正電子帳簿等保存制度の主な点についてご説明させて頂きたいと思っております。

電子帳簿等保存制度の具体的な内容については、次の三つが挙げられます。

一 帳簿・決算関係書類の電子帳簿等保存
二 取引先等から受領する書面のスキャナ保存
三 電子取引における電子データのデータ保存

まず、一と二については従前は税務署長への事前申請が必要とされていましたが、今回の改正により事前申請は不要となりました。

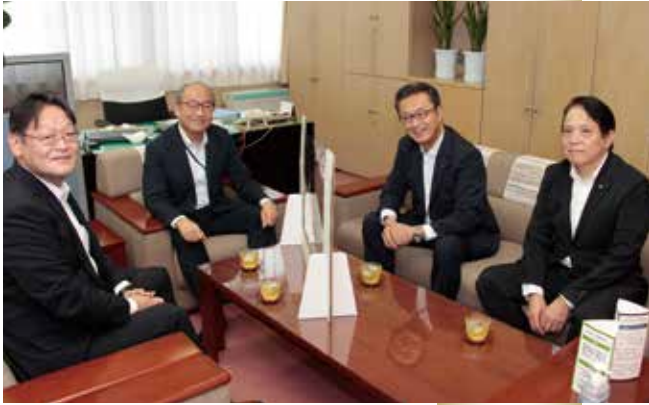
次に二については①タイムスタンプ要件が従前の付与期間三営業日以内から最長二か月と概ね七営業日以内に緩和され、②適正事務処理要件(改ざん等の不正防止のため定期的な検査等が必要とする社内規定整備)が廃止されたことにより、スキャン後に最低限の同等確認をした上で、書面等の即時廃棄が可能となり、③検索要件(スキャンしたファイルを検索可能な状態で保存)として記録項目が「取引年月日・取引金額・取引先」の三つに緩和されました。

最後に三については、従前は電子取引において受領した電子データを書面等として出力し、これを保存することが認められていましたが、今回の改正により書面等での保存は認められず、一定の要件を満たした上でデータ保存することが義務付けられました。

今回の改正の中で特に重要な点は、前述の三の改正により全て書面等で保存しておけばよいということにはならず、例えば、電子メールなどで注文書・請求書等のやり取りをしている場合は今回の改正により電子データでの保存が必要になりますので、注意が必要になります。



押金秀男 広報部長



練馬西税務署にて、市川署長との座談会を行いました。

写真左から吉見聡司副署長、市川康樹税務署長、高橋利充練馬西法人会会長、井口博一広報委員長

練馬西税務署にて座談会 2021.9.6(月)

近江八幡税務署が始まり

高橋会長 滋賀県のご出身とお聞きしました。署長は何歳まで滋賀にいらつしやいましたか？

市川署長 生まれも育ちも滋賀県であり、三十三歳までおりました。結婚後、一時期大阪に住まいを移したことがありましたが、大部分は滋賀に住んでいました。その後転勤により東京に移り住んだ次第です。

また最初に配属になった税務署は滋賀県の近江八幡税務署です。近江八幡市はご存知でしょうか？近江商人発祥の地です。五十人に満たない小規模の税務署でしたがそこが税務人生のスタートです。

高橋会長 そうですか。署長がおつしやられたように滋賀県、特に近江八幡は商人の町というイメージがありますが、商人の町で税務署に入られたというのは何かきっかけがありましたか？

市川署長 わたしはバブル期終盤であった平成二年四月にこの職場に入りました。就職というものを意識し始めたのは大学三年生の冬頃からでしたが、当時の好景気を反映してか、大学の友人やゼミの仲間もほぼすべて民間企業を志望していました。私ももちろんそのつもりでいましたが、当時、京都駅前にあった書店に立ち寄った際に、たまたま税務職員の志望者向けに書かれた『税のGメン』

三十周年式典マスコット名募集

高橋会長 法人会は今年三十周年になります。ちょうど今、馬のマスコットキャラクターの名前を募集しております。現在応募数が千通を超えています。かなり関心を持っていただいておりますので年内にいい名前を決めて令和四年の三十周年記念式典で発表させていただこうと思っております。

市川署長 すごく応募数ですね。それだけ皆さんがご関心を持っていただいているということですね。発表が楽しみです。

高橋会長 このマスコットキャラクターは練馬西法人会三十周年の旗印ですが、今後とも租税教育活動をはじめ、当会の実施する各種事業で利用していく予定です。

市川署長 会の活動に対して、幅広い階層の方に親しみやイメージを持っていたくのにマスコットやイメージキャラクターというものは大事ですよ。私はどちらかというと活字が好きなタイプの人間なんです。端折らず、きちんと字で書いて意味を伝える、わかってもらう、こうしたことを大事にしたいタイプなんです。こういう人間ではダメなんですよ(笑)

高橋会長 それは私も同じです。今回の企画も若い人が中心となつて行っています。

市川署長 まず親しみを持っていただく、そして関心を持つてもらわないことには何も始まらないということですね。

高校時代はラグビーに夢中でした

井口広報委員長 署長は好きなスポーツはありますか？

市川署長 小・中学校時代、約十年間、町の警察道場ですと剣道をやっていました。ただ剣道は典型的な個人競技だったこともあり、何か団体競技がやりたくて高校でラグビー部に入りました。当時ラグビーは今ほどメジャーなスポーツではありませんでしたが、それでも正月の花園での高校選手権や国立競技場での大学選手権は活況でしたね。新日鉄釜石の松尾選手、その後は神戸製鋼の平尾

という本を手にとった、まさにそれがきっかけです。そのまま思い付きと勢いで勉強↓受験↓採用となつてしまいました。友人に公務員(国税専門官)になると言うたびつくりされました。「税関に就職するのか」なんて言われましたね(笑)

高橋会長 私だと査察官かなと思つてしまいました。でも人生ってそんなものかもしれないですね。

高橋会長 近江八幡にいらつしやるとその土地の中で、地元はこんな素晴らしいところがあったなど我々と違う感覚で思つたりすることがありませんか？

市川署長 近江八幡も含め滋賀県は何もなかったですね。琵琶湖ぐらいでしょうか(笑)。ただ当時、滋賀県は京都・大阪のベッドタウンとして急速に開発が進んだほか、京阪神にあった大学のキャンパスの一部誘致なども進んでいましたね。地元の特産品としては、近江牛や江州米(近江米)、鮎ずしといったところでしょうか。

高橋会長 私は井口広報委員長から署長のご出身が滋賀県と聞いて、彦根城や「ひこにゃん」が頭に浮かびました。全国的にかなり有名ですよ。

東京でのスタートは世田谷から

井口広報委員長 練馬の地の印象と練馬西法人会の三十周年について少しお話しいただけますか？

高橋会長 署長さんは三十年前といえますとどうでしたか？

市川署長 ちょうど国税組織に入つて、近江八幡税務署に配属された一二年目の頃ですね。

高橋会長 三十年間生活を振り返りまして何かありますか？

市川署長 近江八幡税務署で三年、次に大阪の茨木税務署でさらに三年の経験を経んだ後、大阪国税局に四年勤務しました。その後、平成十二年に国税庁に異動になったわけですが、最初は家族を残して単身赴任で参りました。世田谷区の桜新町にあるかなり古い独身寮に入りましたが、滋賀の

片田舎から出てきた身としては、当時、東京の街並み、特に世田谷区には強烈な印象を受けたことを覚えています。すごい街に来たなあと思いました(笑)。そこで東京の生活をスタートし、一年も経たないうちに家族を呼びまして、それからはずっとこちらです。家族共々完全に東京に根を張つてしまいました。

練馬の印象

高橋会長 練馬区にはどういう印象を持たれましたか。

市川署長 東京に来て二十年以上になるのですが、実は練馬区は未踏の地でした。お恥かしい話なのですが、知っていることといえば関越自動車道を利用する際に通る「大泉ジャンクション」くらいでした。

練馬西税務署に赴任してまず思ったのは、①非常に閑静であることと、②少し道が狭いと感じたことです。自動車や自転車の往来が多いにもかかわらず、行き交う人々が慣れた感じで通行しておられることに驚きました。

またここは夜間人口が多い街ですね。駅の北口については詳しく承知していませんが、税務署のある南口では、朝、街から駅に向かって歩いている人は大勢いますが、駅から街に向かってスーツ姿で歩いている人はほとんど見かけません。もしかしたら税務署の人間だけかもしれないですね(笑)

高橋会長 大きな企業もありませんね。どちらかといえば住宅街という印象が非常に強いところです。

それに法人会は東と西に二つに分かれています。こちらの西のエリアはインフラも整備が遅れています。それから企業数も法人会の会員数も見えてわかるように東の三分の二ぐらいです。ですからどうしても居住エリアというか住宅街、低層住宅が多い土地柄になつてしまふのかなと思いますね。

市川署長 畑もよく見かけますね。JAの直売所が多いことも意外でした。

ただ最近ではコロナ禍の影響もあり、ほとんど遠出できていません。世の中が落ち着いたら、また二人でせつせと繰り出したいと思っています。

井口広報委員長 次に行こうと決めていた場所はありますか？

市川署長 かなり多方面まで遠征してきましたつもりなんです。今度まとまった休みが取れたら秋田・青森の方まで足を延ばしたいと思っています。

市川署長 美味しいものの話で恐縮ですが、約二十年前に東京に出てきたときに、魚の美味しさに驚いたことを覚えています。こちらにはやはり築地を抱えているからなのでしょう。特にお刺身が関西で食べるものとは違いました。ひかりものの種類の多さもそうです。あと肉に関しては、関東関西はトントンでしょうか(笑)

高橋会長 そうですか。私は肉は絶対(関西方面が)美味しいと思います。

井口広報委員長 近江牛もありますしね。

高橋会長 近江牛もあるし飛騨、神戸、大阪とお肉の産地を幾つも抱えていますよ。

市川署長 言われてみればそうですね。(しつこいですが)こちらに来てはじめて食べた「サンマ」のお刺身は本当に美味しかった。当時関西でひかりものという「ハマチ」くらいしかありませんでした。京都の「鰻(はも)」は美味しいですが、高価で減多に食べられません(笑)

リーダーとしての言葉

井口広報委員長 署長も高橋会長も団体のリーダーというか長でおられます。職員の方に声をかける時、会長であれば部会や委員の方に声をかける時など訓示や言葉で大切になさっていることがあれば教えていただきたいです。

市川署長 練馬西税務署に着任した際に、職員の皆さんに最初にお願ひしたことが二つあります。一つ目は、公務員として高い倫理観を持つてほしいということです。コロナ禍が続く、政府や公務員に対して国民からの非常に厳しい視線が向けられています。国民や善良な納税者の信頼を損ね

令和4年度 税制改正大綱 —法人会の税制改正提言—

～電子取引に関する電子帳簿保存法は、2年間の宥恕措置「交際費課税の特例」は延長されて従来どおり～
政府は、令和3年12月24日に令和4年度税制改正大綱を閣議決定しました。
法人会が提言していた「交際費課税の特例」は延長されて従来どおりの取り扱いとなり、「電子取引に関する電子帳簿保存の義務化」の適用は、2年間の猶予期間が設けられます。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■大法人向け所得拡大税制

比較する対象が、新規雇用者給与との比較から継続雇用者給与との比較へと変更になっています。今回の改正で、従来の計算方法に戻りました。

令和3年4月から令和4年3月までに開始する事業年度は、昨年の新規雇用者給与で比較の制度、令和4年4月以降開始する事業年度が、今年の改正です。

継続雇用者給与等支給額が、前年に比べて3%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が4%以上の場合	控除率が10%加算されます。
教育訓練費の額が20%以上増加の場合	控除率が5%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の30%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■中小法人向け所得拡大税制

中小法人向けの所得拡大税制に関し、適用要件など基本的な仕組みは昨年同様ですが、上乗せの場合の最大控除率は、25%から40%へ大きく引き上げられています。

雇用者給与等支給額が、前年に比べて1.5%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が2.5%以上の場合	控除率が10%加算されます。
教育訓練費の額が10%以上増加の場合	控除率が5%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の40%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■資産の貸付を主要な事業としていない事業者が、貸付用の少額資産を取得した場合における取得価額の損金算入制度の見直し

税法上は、①10万円未満の少額の減価償却資産、②中小企業向けの少額減価償却資産で30万円未満のもの、については全額損金として処理できる制度、③一括償却資産として20万円までの減価償却資産、について3年間で均等償却できる制度があります。

令和4年度税制改正では、この制度について、資産の貸付けを主要な事業としていない事業者は、貸付け用の資産には利用できないこととしました。大綱からは開始時期が読み取れませんが、早ければ令和4年4月1日以降取得した資産から適用される可能性があります。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税

住宅ローン減税については、令和7年12月31日までに入居した場合まで、4年間期限を延長します。ただし、控除率については1%から0.7%へと小さくなります。

■認定住宅等の新築等をした場合の所得税特別控除

住宅ローン減税を適用しない場合の住宅取得減税は、2年間期限が延長され令和5年12月31日取得分まで利用できると共に、従来からの認定長期優良住宅、認定低炭素住宅に加えて、ZEH水準省エネ住宅にも適用されることになりました。控除対象限度額650万円、控除率10%は改正前と同様です。

■一定の法人が受ける配当等についての源泉徴収不要制度

一定の内国法人が支払いを受ける配当等で以下のものについて、所得税を課税しないこととして、源泉徴収を行わないこととなります。令和5年10月1日以後に支払いを受ける配当等について適用されます。

①完全子法人株式等に係る配当等

②配当等の支払の基準日に、内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式の総数に占める割合が3分の1超である場合の配当等

■上場株式等の配当について大口株主の変更

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、従来は直接3%以上保有で大口株主の判定を行いました。配当を受ける個人と、(その個人を判定の基礎となる株主として選定した)同族会社を通じた保有がある場合に、合算して3%以上か否かを判定することになりました。

上場会社等が配当を行う際、株式保有割合が1%以上となる個人株主の氏名、個人番号、保有割合等を記載した報告書を、その支払の確定した日から1ヶ月以内に、所轄税務署長へ提出する必要があります。令和5年10月1日以後の配当から適用されます。

消費税関係

■適格請求書発行事業者登録について

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができるようになります。従来は、令和5年10月1日の属する課税期間を過ぎてしまうと、課税事業者選択をした翌事業年度からしか適格請求書発行事業者になれませんでした。が、機動的に適格請求書発行事業者になることが可能となります。

相続税・贈与税関係

■住宅取得資金の贈与税の非課税制度

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税に対する非課税制度を令和5年12月31日まで2年間延長されます。築年数要件は廃止し、受贈者の年齢要件は18歳以上に引き下げられます。非課税枠については、500万円ずつ縮小されます。

■事業承継税制の特例計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長して、令和6年3月31日までとなります。なお、特例制度の適用期限は変更がなく、令和9年12月31日までとなります。

その他

■財産債務調書制度の見直し

財産債務調書の提出範囲が広がりました。所得がない人でも財産の価額が10億円を超える人は、従来の提出義務者に加えられることとなります。なお、提出期限は3月15日から6月末に延長されます。令和5年分の財産債務調書から適用されます。

■電子取引の電磁的記録の保存への義務化の猶予措置

電子取引の取引情報の電磁的記録の保存制度に関し、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について保存要件に従って保存することができなくなったとしても、電子取引の記録を出力書面で保存することで運用上は認められることとなります。

令和4年1月1日から施行される電子帳簿保存法の電子取引に関する保存要件については、実務上対応が難しいとの意見が多かったことへの対応です。実務に対して、最も影響が大きい改正と思われる。

☆記事内容についてのお問合せは... TIS税理士法人 税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958 FAX: 03-5363-5449 HP: <http://www.iida-office.jp/>

ることがないよう、二十四時間公務員であることを忘れず、常に高い倫理観を保持して職務等に当たってほしいということをお願いしました。

二つ目は、常に世の中の状況を注視して、寄せていただける声に真摯に耳を傾け、「今国税組織に求められていること」や「やるべきこと」をみんな考えて、知恵や意見を出し合ってその実現に向けて取り組んでほしいということです。我々の使命は「適正・公平な課税 徴収の実現」にあり、それはコロナ禍であっても変わるものではありません。コロナ禍の今だからこそ、「やらなければならぬこととは何か」「今だからこそできることは何か」を考えて取り組んでほしいということをお願いしました。

三つめは、一日一回は(マスク内で)口を開けて大声で笑おうということです。マスクをしているとなかなか相手の表情が見えませんが、感染対策の観点から密の回避を意識するあまり職員同士のコミュニケーションも不足しがちです。税務署内にあっても昼食時はみんなが自分の机に向かい黙って食事をしているなど、楽しいはずの食事の時間帯が実は一番静かなんです。職員が本心に気の毒で、このときほどコロナを恨んだことはないです(笑) 職場の風通しが悪いと良い仕事はできません。もちろん感染対策の徹底は大事です。それを担保してタイムリーにコミュニケーションをとる、そして楽しいことを見つけて笑おうと。マスクの内側で口を開けて遠慮なく笑ってほしいと思います。そして夜寝る前に「今日は口を開けて笑ったかな」と思いだして欲しい。そんなことを職員の皆さんにお願いしました。

高橋会長 法人会という組織は、会社組織等と違い皆さんボランティアで参加していただいていますので、上意下達というようなことをあまり私は重要視すべきではないと考えています。むしろコミュニケーション、意思疎通をいかに図るかが大事だと思っています。

コロナ禍の中で親睦会等が行えず非常に悩みま

それ以外には皆さん会社の社長さんです。会議では、できる限り皆さんの意見を聞ける場をつくらうと思っています。但し、決定したことは、皆さんにこうしてくださいと指示させていただくこともあります。皆さんに理解していただけるように心がけておりますが、なかなか難しい部分があり思うようにいかないというのが感想です。

法人会への期待
井口広報委員長 これから先アフターコロナにおける法人会に期待することなど何かありましたらお願いします。

市川署長 法人会は、「税知識の普及」や、「適正・



すが各支部長さんに食事はできないまでも支部の連携、支部の役員さんの中だけでも連携をとって欲しいと話をしています。法人会の定例会議は、正副会長会、常任理事会、理事会とありますが、これについてはリアルの会議で感染対策に気を付けてやりましようと考えてZOOMを使わずにやらせていただいています。

また、支部長さんと支部担当の副会長さんと私と三人で三者会議を去年から行っています。支部長さんが何を困っているのか、七つある支部の特性の違いを把握し三者共通認識を持つて対策にあたるようにしています。

公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与する」などの目的を掲げておられます。こうした目的などを踏まえ、官の側から見た民のお立場の中にあつて、税というものに関してトランパーを走っていただきたい、そして税務署が舌をまくような、ときには我々が躊躇するほどのご活動や取組を展開していただければと思っています。

それから何より我々を叱咤していただきたい。「以前の署長さんも同じことを言っておられました。その後変化がないですね」「今回の税制改正の●●は何を意図されたのですか」などの諫言や厳しいご意見などをお願いできれば幸いです。

「役所の常識≠世間の非常識」という言葉があります。ある意味、的を射ている面もあつて、我々の感覚は世の中のものに追いついてない、むしろズレているという意識を持つ必要があると思っています。そして意見交換等を通じていただいたお考えやご意見などに真摯に耳を傾け、必要に応じてそれをくみ取って行政などに反映させていく必要があると思っています。法人会さんと我々は、十分な意思疎通等に担保された良い意味での緊張感のあるパートナー関係でありたい、私はそうに思っています。

井口広報委員長 今後の会長の抱負と三十周年に向けての抱負をお願いします。

高橋会長 練馬西法人会は今、大きな転換期にあると考えています。環境の変化、社会経済の変化に伴い法人会も変化に対応する必要があります。三十周年を契機に法人会の存在意義を改めて問い直し、法人会として何ができるのか考えています。環境の変化、社会経済の変化を改めて問い直し、法人会として何ができるのか、何をすべきかを模索する機会にしたいと思います。三十周年のテーマは「夢のある」「記憶に残る」「次世代に繋がる」周年行事です。練馬西法人会会員が一致団結し、練馬西法人会の未来を切り開きたいと思っています。



彩り豊かな前菜のサラダ



具沢山トマトの野菜スープと自家製焼き立てパン



野菜たっぷりのクリームパスタ



左:久保田オーナーシェフ 右:大同生命 牧野

気楽に食べられるランチ

野菜イタリアン 『久保田食堂』

vol.2
紹介メニュー
「ランチAセット」

こんにちは、法人会福利厚生制度の推進を担当している大同生命の牧野と申します。今月号では私が担当している石神井公園地区の美味しい店をご紹介しますこととなりました。再開発によって、この人気な住宅地が一層美しく便利になり、お洒落ながら寛げる美味しいレストランがあちらこちらに点在しているのもこの街の魅力です。今回は心を満たす胃袋にやさしい、私の一押しの野菜イタリアン—久保田食堂をご紹介します。

久保田食堂は石神井公園駅中央改札口を出て右に進み、パークロード石神井商店街に入るとすぐのところ、商店街の中に目立たない石神井公園MSPビルの3階にある隠れ家的なお店です。野菜イタリアンというネーミングだけあって、オーナーシェフの久保田さんはお野菜のことを熟知されていて、お野菜のそれぞれの美味しさを最大限に引き出す味付けと調理法がなされています。聞くと、店では神奈川県三浦にある無農薬野菜(虹色畑)と地元練馬の新鮮野菜を使って、メニューはその日の仕入れ状況や天候によって決めているそうです。

今日はランチAセット、メイン料理に旬の野菜たっぷりのクリームパスタを選びました。前菜のサラダにはオリジナルのドレッシングがよく合い、焼いた根菜や自家製のピクルスものせられ、風味豊かで身体が喜ぶ一皿です。次に具沢山トマトの野菜スー

プと自家製の焼き立てのパンが運ばれ、いずれも温かくて人をホッとさせる優しい味です。メインは三浦の葉ニンジン、カブなどのお野菜とクリスマス島の塩でマリネした自家製塩豚のクリームパスタで、野菜イタリアンのオリジナリティが表現された一皿です。久保田シェフのお話によると、日本人がどこか懐かしさを感じる“うまみ”感じられるように昆布と使用して野菜の出汁を作っています。それが久保田食堂の隠し味だと思いました。最後にこれも妥協しない食後のコーヒーを飲みながら、美味しいランチを頂いた満足感に暫し浸っていました…

初めての“食レポ”で美味しさが伝えられたか不安ですが、少しでもご興味ある方はぜひ久保田食堂のホームページやTwitterなどをチェックしてみてください。



久保田シェフから一言

お野菜の可能性と楽しさを感じて頂きたいです。特にディナーは80種類のメニューをご用意しております。ご要望があれば、できる限り対応致します。

代表者: 久保田 孝一

住所: 練馬区石神井町3-19-14 石神井公園 MSビル3階B
アクセス: 西武池袋線 石神井公園駅 中央改札口より徒歩3分

電話: 03-6794-1573

ランチ: 12:00 ~ 15:00 (14:00ラストオーダー)

ディナー: 18:00 ~ 22:00 (21:00ラストオーダー)

定休日: 火曜日

HP: <http://kubotashokudo.com/>

店舗情報



財務大臣表彰 (税務功労)

挙行日 令和三年度十月二十六日(火)
次の方が表彰されました。おめでとうございます。

受彰者 会長 高橋 利充殿

副会長 井口 昌光殿

東京都練馬都税事務所長感謝状

挙行日 令和三年度十一月四日(木)
次の方が表彰されました。おめでとうございます。

受彰者 副会長 丸山 晶子殿

練馬区民表彰 (商工業功労)

挙行日 令和三年度十一月九日(火)
次の方が表彰されました。おめでとうございます。

受彰者 会長 高橋 利充殿

東京都知事表彰 (税務功労)

挙行日 令和三年度十月一日(金)
次の方が表彰されました。おめでとうございます。

受彰者 会長 高橋 利充殿



財務大臣表彰授与式



納税表彰授与式

令和三年度納税表彰授与

挙行日 令和三年度十一月八日(月)
次の方が表彰されました。おめでとうございます。

◎練馬西税務署署長感謝状

受彰者 理事 小澤 伸一殿

受彰者 常任理事 瀧島 彰殿

◎練馬西税務署署長感謝状

受彰者 理事 山下 嘉正殿

簿記研修会 閉講式



簿記研修会 閉講式の様子

日時／令和3年11月13日(土) 場所／練馬西法人会事務局
人数／15名

7支部 税務研修会



税務研修会に参加された皆さん

東京2020のオリンピック代表岩瀬幸洋様

日時／令和3年11月24日(水) 場所／区立大泉町地域集会所
人数／35名

5支部 税務研修会



税務研修会にて

日時／令和3年12月3日(金) 場所／大泉南地区集会所
人数／38名

公益事業委員会駅前清掃



駅前清掃に参加した 117 名の皆さん

日時 令和3年12月11日(土)
場所 石神井公園・上石神井・大泉学園・武蔵関の4駅前
人数 117名

青年部会 献血大会



献血大会に参加した皆さん

日時／令和3年11月11日(木) 場所／練馬西税務署 駐車場
人数／150人受付・128人採血

女性部会 全国女性フォーラム



全国女性フォーラムに参加した皆さん

日時／令和3年11月17日(水) 場所／朱鷺メッセ新潟コンベンションセンター
人数／3名

青年部会 全国大会



全国大会に参加したメンバー

式典会場の様子

日時／令和3年11月26日(金) 場所／佐賀市文化会館
人数／6名

1支部 税務研修会



岩瀬支部長の挨拶

東京2020のオリンピック代表岩瀬幸洋様

日時／令和3年12月10日(金) 場所／勤労福祉会館
人数／31名

3支部 Jazzの夕べ



坂口支部長の挨拶

JAZZ の演奏風景

日時／令和3年12月12日(日) 場所／イベントスペース リプル
人数／37名

部会・委員会活動報告

2021.8.24 ~ 2021.12.12

拡大厚生連絡協議会



大森委員長の挨拶

グループミーティング

日時 令和3年9月13日(月)
場所 勤労福祉会館
人数 33名

4支部 税務研修会 ウェビナー



関町病院 丸山公 院長

オンライン開催の皆様

日時 令和3年8月24日(火)
場所 武蔵野企画事務所内
視聴者数 44名

簿記研修会 開講式



今井敏郎講師

本橋公益事業委員長の挨拶

日時 令和3年9月18日(土)
場所 練馬西法人会事務局
人数 15名

健康セミナー



大森厚生共益事業委員長の挨拶

ストレッチの様子

日時 令和3年9月16日(木)
場所 勤労福祉会館
人数 15名

源泉部会 開講式



吉見副署長の挨拶

源泉部会研修

研修会の様子

浅井源泉部会長の挨拶

日時 令和3年10月29日(金)
場所 勤労福祉会館
人数 21名

役員合同研修会



井口副会長 閉会の挨拶

税務署長の講演

日時 令和3年10月21日(木)
場所 勤労福祉会館
人数 45名

4支部 ファミリージョギング大会



受付風景

スタート風景

日時 令和3年11月3日(水)
場所 武蔵関公園
人数 211名

税制税務委員会・源泉部会 合同研修会「年末調整講座」



丸山委員長の挨拶

研修風景

日時 令和3年11月2日(火)
場所 石神井公園区民交流センター
人数 35名

インボイス制度とは

令和5（2023）年10月1日から、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。インボイス制度とは、複数税率に対応した仕入税額控除の方式です。買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「適格請求書（インボイス）」等の保存が必要となります。

インボイスを発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

インボイス制度の概要

- **インボイス**とは、
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。
- **インボイス制度**とは、
 〈**売手側**〉 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
 〈**買手側**〉 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス*の保存等が必要となります。

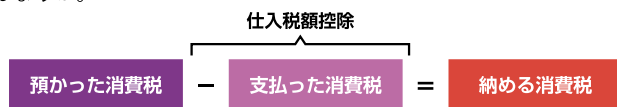
*買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

インボイスの役割

消費税の納税の仕組み

消費税は、消費者が負担する税金です。しかし、消費者が直接納めているわけではなく、消費者の手元に届くまでの流通過程にいる事業者が、消費税を納めています。では、どのように消費税をおさめているのでしょうか。

- 1 事業者が消費税を預かる
- 2 「預かった消費税」から「支払った消費税」を差し引いて納める



インボイスとは「正確な消費税額を次の事業者に伝える」ための手段

「仕入税額控除」をするためには、支払った消費税額がいくらなのか、税率は何%だったのか、正確に知る必要があります。この正確な消費税額や適用税率を伝えるための手段が、インボイスなのです。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

経過措置とは？

インボイス制度によって影響を受ける事業者のために、制度がはじまってから6年間だけ認められている特別な取扱い（経過措置）があります。

- 1 令和5年9月30日までは免税事業者からの仕入れであっても仕入税額控除できる
- 2 令和5年10月1日から令和8年9月30日までは80%控除の経過措置
- 3 令和8年10月1日から令和11年9月30日までは50%の経過措置

経過措置は令和11年9月30日で終了しますので、令和11年10月1日以後は、免税事業者への発注については、仕入税額控除できません。

なお、この経過措置の適用を受けるためには、必要事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

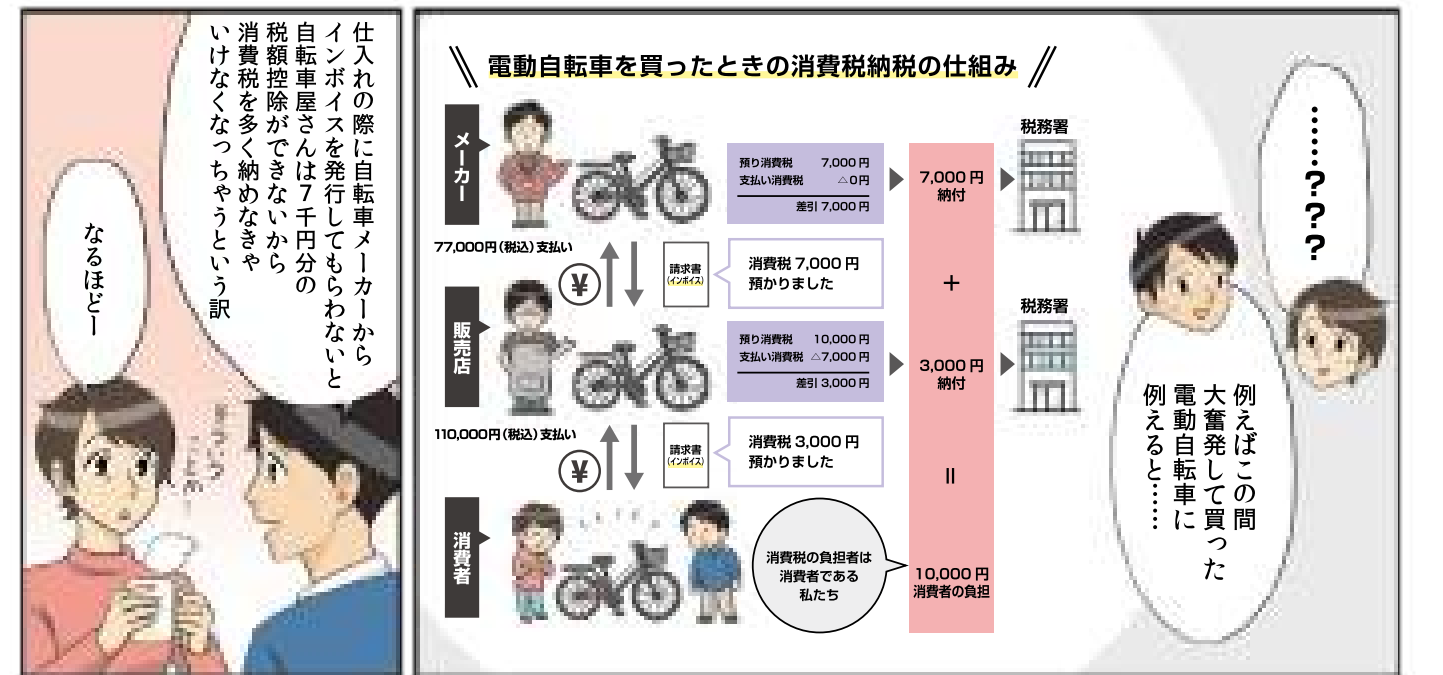
インボイス制度の詳細はこちら [国税庁 インボイス制度公表サイト](#)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



高橋家の暮らしと税

その15 インボイス制度とは



故事名言

「先ず隗より始めよ」

戦国策にある言葉で、「私からはじめよ」という意であるが、今では「まずお前から始めよ」という意味に使っている。中国の戦国時代、燕の昭王は政務に励み、人材を集めるのに熱心であった。ある時、宰相の郭隗に国を興すに足る人材はどうやって集められるかを尋ねると、隗は「昔ある君公が千金をもつて千里の名馬を求めようとしたが、二年も経っても手に入らなかった。ところが一人の絹人（宮中の雑用係）が、私に命じて下さいと千金を手に入れた名馬を探しに行ったが、一足違いで名馬は死んでしまった。男は死んだ名馬の骨を五百金で買って戻ってきた。君公が怒ると、その絹人は、死んだ名馬の骨ですら買うほどだから生きた馬は高く買って貰える」と名馬が集まって来ますと答えた。結果、一年のうちに三頭も名馬を手に入れることが出来たと言った話があります。いま王が優秀な人材を求めるのなら、『先ず隗より始めよ』そうすれば私のような者さえ優遇されるのだからと、優秀な人材が集まって来ますよ」と答えた。昭王がこの言に従うと、これが諸国に知れ渡り天下の賢才が燕に集まって来た。

このように大きなことをするには「まず手近のことから始めよ」ということ。また、何をするにも「まず自分からせよ」ということとして使われています。

我が国ではサントリー創業者の鳥井信治郎氏は、これとあるごとに「やってみなはれ」と口に、今ではサントリーのフロンティア精神となっている。「やってみなはれ」と始めた「ビール事業」は、四十六年間赤字が続き「プレミアムモルツ」でやっと黒字になった。現社長の五代目新浪剛史氏は、日本で成功した「ハイボール」をアメリカで販売しようとしたが、買収した米國ビーム社は聞き入れず文化の違いを痛感した。「君たちは何故チャレンジしようとしなないのか」と生産者同士で交流を深め、「ハイボール」の取扱いが全米で三千店に普及させ、売上を二倍にした。

新浪氏の言葉に「需要を作ることがサントリーの命」、新しい需要（もの）をつくるのが大事。法人会の需要とは何か「先ずは隗より始めよ」かな。

副会長 荒井秋海

税の作文コンクール

今年の税の作文コンクールには一、六九〇名の中学生が参加し、四十五名が表彰されました。その中から練馬西法人会会長賞に、練馬区立大泉北中学校 第三学年 小池 礼乃さんが選ばれました。おめでとうございます。これからも社会への関心を持ち続け、勉強に運動に頑張ってください。

☆公益社団法人練馬西法人会会長賞 『税金を考える』

練馬区立大泉北中学校 第三学年 小池 礼乃

私が「税金」といって一番に思いつくものは「消費税」です。買い物をする中で、中学生の私が税金を負担する消費者となるのです。消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納付します。

そもそも消費税はどうして導入されたのでしょうか。一つ目の理由は、税金の偏りを解消するためです。当時の日本の税収の多くは所得税が占めていて、所得が高い人ほど大きな負担を強いられる仕組みだったために不公平感を生み出していました。消費税は全国民で公平に税金を納めることができるのです。二つ目の理由は、物品税の問題点を解決するためです。物品税とは、消費税が導入されるまで存在していた税金で、特定のぜいたく品に対して課されていた税金です。しかし国民の生活水準が上がってきたので、ぜいたくの基準が曖昧になつてしまったのです。そして三つ目の理由は、高齢化社会に必要な福祉の財源を確保するためです。現在の日本は、少子高齢化が大きく進行している社会です。少子化によって、税金や社会保険料を納める現役の労働者世代の数が減少して、国の収入の確保が困難になってきたからです。そして逆に高齢者人口が増加するので、医療費などの社会保障費が増え続

けるのです。

日本では一九八九年の消費税法で導入され四月一日から適用されました。初めての消費税率は三%です。その後五%、八%、現在は「軽減税率制度」を導入しながら十%です。国民の生活に配慮しながら、消費税は十%まで引き上げられたのです。

なぜ消費税ばかりが増税されるのでしょうか。確かに所得税や法人税中心の増税を行うことでも財源確保できますが、現役世代の負担が大きくなってしまったため、高齢者や未成年層からも徴収できることが、社会保障費確保の現実的な手段となっているのです。

今後の社会では、この十%の消費税といかに上手に付き合うかを学ぶ必要があると思います。消費税が私たち国民の暮らしの安心のために使われているのか、正しく判断しなければなりません。

税金を考える上で大事なことは、誰に税金をかけるか、どうやって税金をかけるかだと思います。「消費税、次はいつ上がるのか」と税率のことで負担ばかりを考えていました。しかし、社会や私の生活は税金によって守られているのです。日本の財源が確保されなくなることで問題が起きてしまった時に、苦勞をするのは、私たちの世代であるのです。今回、消費税について学んだことで、世の中の動きについても学んでいかなければならないと感じました。今まで以上に税に興味を持ち勉強していきたいです。

マル経融資のご案内 ～小規模事業者経営改善資金～

融資限度額 **2,000万円**

返済期間 **運転資金 7年以内
設備資金 10年以内**

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出しされますが、審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。（会員・非会員の方、問わず利用できます）

利率 **1.21%**

（2022年1月4日現在）

※担保・保証人不要（保証協会の保証も不要）
※他に練馬区の利子補給 40%
※利用できる方：従業員20名以下
（宿泊業・娯楽業を除く 商業・サービス業は5名以下）
※1年以上事業を行っている方
※飲食業の設備資金も利用可能

窓口
専門相談

法律相談 毎月第1金曜日 午後1時～4時（30分単位）

相談員：弁護士

税務相談 1月～3月 毎週火曜日/4月～12月 毎月第2火曜日 午後1時～4時（30分単位）

相談員：税理士

●問い合わせ先 東京商工会議所練馬支部 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階 区民・産業プラザ内 電話 3994-6521 FAX 3994-6589

訃報

当会顧問・阿部財智殿（第七代会長）には、去る令和三年十月十五日逝去されました。

阿部殿は豊かな経験と卓越した指導力により、三期六年に亘り当法人会の発展に多大な貢献をなされました。殊に平成二十四年一般社団法人から公益社団法人への移行認可に際しては、先頭に立ち当法人会の基礎を築き上げられました。

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



税の標語コンクール

今年の税の標語コンクールには一、六八六名の中学生が参加し、応募作品 三、二三八 作品の中から練馬西法人会会長賞に練馬区立大泉北中学校 第二学年 長坂和花さんが選ばれました。

受賞した標語は

「税金は思ったよりも簡単にスマホ一つで速納税」です。

おめでとうございます。

（事務局）

編集後記

三十周年特別号の発行に際し、広報委員会の皆様に感謝申し上げます。

この特別号が公益社団法人練馬西法人会創立三十周年記念誌と成ったことは広報誌「いずみ」としても大変喜ばしい事と考えております。

三十周年事業特別委員長として、皆様の絶大な協力、応援を頂き大成功をさせたいと心から思っておりますのでどうか皆様宜しくお願いします。

またこれから先、公益社団法人練馬西法人会の新キャラクターが式典で新しい名前を頂き地域の小学生や区民の方々にかわいがられ愛されれば光栄です。のでどうか新キャラクターを全てのイベントに利用されることを期待しております。

最後に会員の方々の益々の繁栄、ご健勝を祈念して編集後記とさせていただきます。

三十周年事業特別委員長 森 武士

第 124 号

発行日
令和4年1月20日

発行所 公益社団法人
練馬西法人会
東京都練馬区東大泉6-47-15
電話 03(3923)7272
FAX 03(3923)7285
eメール: oizumi-nishinerima@wing.ocn.ne.jp
http://www.nerimanishi-houjinkai.or.jp

発行責任者 高橋 利充
編集責任者 井口 博一



本誌は、FSC認証用紙、環境に優れたインキを使用しています。

第10回 税に関する絵はがきコンクール 入選作品

【主催：公益社団法人 練馬西法人会 女性部会】



●練馬西税務署 署長賞

「税金は、未来へつなぐ」
立野小学校 6年生
遠藤 茉莉香さん



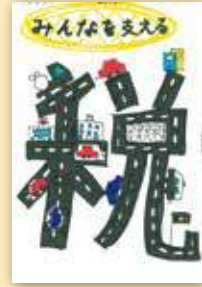
●東京都練馬都税事務所 所長賞

「みんなの税金が暮らしを守る」
上石神井小学校 6年生
吉岡 佑起 さん



●練馬区 区長賞

「街の安全は税で出来ている」
光和小学校 6年生
山田 心優 さん



●練馬区議会 議長賞

「みんなを支える税」
下石神井小学校 6年生
富澤 夕莉子 さん



●練馬区教育委員会 教育長賞

「税で支える豊かな暮らし」
大泉南小学校 6年生
高橋 一颯 さん



●練馬西法人会 会長賞

「未来を支えるために」
光和小学校 6年生
大戸 美和 さん



●練馬西法人会 女性部会長賞

「暮らしと心豊かにするために」
石神井台小学校 6年生
橋本 茉歩 さん



●練馬西法人会 優秀賞

「大切な税金のために…」
大泉東小学校 6年生
長沼 亜佐美 さん

●練馬西法人会 優秀賞



「税金で創る日本の未来」
石神井台小学校 6年生
有働 紗季 さん

●練馬西法人会 優秀賞



「みんなの税金を大切にしよう!」
関町北小学校 6年生
豊岡 真唯 さん

●練馬西法人会 優秀賞



「未来へつなぐ税金を」
光和小学校 6年生
八方 玲緒 さん

●練馬西法人会 優秀賞



「みんなで支えるみんなの未来!!」
大泉第一小学校 6年生
岩田 彩音 さん



●練馬西法人会 優秀賞

「一步一步大切に。」
光和小学校 6年生
松村 珠里 さん



●練馬西法人会 優秀賞

「くらしを支える みんなの税金」
大泉第一小学校 6年生
山本 琢翔 さん



●練馬西法人会 優秀賞

「暮らしを!カタチに」
関町北小学校 6年生
清都 莉子 さん



●練馬西法人会 優秀賞

「税をあつめて 良い暮らしへ」
下石神井小学校 6年生
秋元 葵衣 さん



●練馬西法人会 優秀賞

「税があるから 今の暮らしがある」
大泉第四小学校 6年生
小西 航太朗 さん

～ 参加校 20 校 合計 549 枚から選ばれました ～

石神井小学校・石神井西小学校・石神井台小学校・上石神井小学校・上石神井北小学校・下石神井小学校・光和小学校・立野小学校・関町北小学校・大泉小学校・大泉第一小学校・大泉第二小学校・大泉第三小学校・大泉第四小学校・大泉第六小学校・大泉東小学校・大泉南小学校・大泉北小学校・大泉学園緑小学校・大泉学園桜小学校